

自動継続大口定期貯金規定の一部改正について
(2024年4月11日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
<p>1. (自動継続) ～(省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～(省略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)及び次の①②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p><u>①次の預入期間に応じた利率</u></p> <p><u>a</u> 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)</p> <p><u>b</u> 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)</p> <p><u>c</u> 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)</p> <p><u>②次の算式により計算した利率</u></p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p><u>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳又は証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。</u></p>	<p>1. (自動継続) ～(省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～(省略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)及び次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>(追加)</p> <p><u>①</u> 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)</p> <p><u>②</u> 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)</p> <p><u>③</u> 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)</p> <p>(追加)</p>

改正	現行
<p>(5) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) ～ (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和6年4月 <u>11</u>日現在)</p>	<p>(5) (省略)</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) ～ (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (令和6年4月 <u>1</u>日現在)</p>